

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年7月31日(2008.7.31)

【公開番号】特開2005-246073(P2005-246073A)

【公開日】平成17年9月15日(2005.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2005-036

【出願番号】特願2005-102258(P2005-102258)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月16日(2008.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技に使用可能な遊技用価値の大きさを特定可能な情報が記録された第1の遊技用記録媒体の遊技への使用の可否を判定する可否判定処理を行う記録媒体管理装置と、

該記録媒体管理装置と通信可能に接続され、前記可否判定処理にて遊技に使用可能と判定された第1の遊技用記録媒体の記録情報から特定される遊技用価値の大きさを遊技に使用するための第1の遊技使用処理を行う第1の遊技使用処理手段と、貨幣を受け付けて該受け付け貨幣の識別を行う貨幣識別手段と、該貨幣識別手段が識別した貨幣金額に応じた遊技用価値の大きさを特定可能な情報を、該記録媒体処理装置内に予め収容された第2の遊技用記録媒体に記録する遊技用価値特定情報記録手段と、前記第2の遊技用記録媒体の記録情報から特定される遊技用価値の大きさを遊技に使用するための第2の遊技使用処理を行う第2の遊技使用処理手段と、前記記録媒体管理装置との通信状態が通信可能状態あるいは通信不可能状態であるかの確認を行う通信状態確認手段と、を備える記録媒体処理装置と、

から成り、

前記記録媒体処理装置は、

前記通信状態確認手段により通信不可能状態が確認された場合において、該通信不可能状態となる以前の通信可能状態において受け付け、前記記録媒体管理装置による可否判定処理において使用可能と判定された前記第1の遊技用記録媒体が受け付け中であって、且つ該第1の遊技用記録媒体の記録情報から特定される遊技用価値の大きさが残存する場合には、該残存する遊技用価値の前記遊技使用処理への使用を許容する一方、前記通信不可能状態で且つ第1の遊技用記録媒体が受け付けられていない場合において、新たな第1の遊技用記録媒体の受け付けを行はず、

前記通信状態確認手段により通信不可能状態が確認されており、受け付け中の第1の遊技用記録媒体の記録情報から特定される遊技用価値の大きさが0となった場合において、前記貨幣識別手段が貨幣を識別すると、該識別した貨幣金額に応じた遊技用価値の大きさを特定可能な情報を前記第2の遊技用記録媒体に記録した後、前記第2の遊技使用処理を行うとともに、該第2の遊技使用処理においては、前記第2の遊技用記録媒体の記録情報から特定される遊技用価値の大きさの全てを一度に使用する

ことを特徴とする遊技用システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記した問題を解決するために、本発明の遊技用システムは、

遊技に使用可能な遊技用価値の大きさを特定可能な情報が記録された第1の遊技用記録媒体の遊技への使用の可否を判定する可否判定処理を行う記録媒体管理装置と、

該記録媒体管理装置と通信可能に接続され、前記可否判定処理にて遊技に使用可能と判定された第1の遊技用記録媒体の記録情報から特定される遊技用価値の大きさを遊技に使用するための第1の遊技使用処理を行う第1の遊技使用処理手段と、貨幣を受け付けて該受け付け貨幣の識別を行う貨幣識別手段と、該貨幣識別手段が識別した貨幣金額に応じた遊技用価値の大きさを特定可能な情報を、該記録媒体処理装置内に予め収容された第2の遊技用記録媒体に記録する遊技用価値特定情報記録手段と、前記第2の遊技用記録媒体の記録情報から特定される遊技用価値の大きさを遊技に使用するための第2の遊技使用処理を行う第2の遊技使用処理手段と、前記記録媒体管理装置との通信状態が通信可能状態あるいは通信不可能状態であるかの確認を行う通信状態確認手段と、を備える記録媒体処理装置と、

から成り、

前記記録媒体処理装置は、

前記通信状態確認手段により通信不可能状態が確認された場合において、該通信不可能状態となる以前の通信可能状態において受け付け、前記記録媒体管理装置による可否判定処理において使用可能と判定された前記第1の遊技用記録媒体が受け付け中であって、且つ該第1の遊技用記録媒体の記録情報から特定される遊技用価値の大きさが残存する場合には、該残存する遊技用価値の前記遊技使用処理への使用を許容する一方、前記通信不可能状態で且つ第1の遊技用記録媒体が受け付けられていない場合において、新たな第1の遊技用記録媒体の受け付けを行はず、

前記通信状態確認手段により通信不可能状態が確認されており、受け付け中の第1の遊技用記録媒体の記録情報から特定される遊技用価値の大きさが0となった場合において、前記貨幣識別手段が貨幣を識別すると、該識別した貨幣金額に応じた遊技用価値の大きさを特定可能な情報を前記第2の遊技用記録媒体に記録した後、前記第2の遊技使用処理を行うとともに、該第2の遊技使用処理においては、前記第2の遊技用記録媒体の記録情報から特定される遊技用価値の大きさの全てを一度に使用する

ことを特徴としている。

この特徴によれば、前記通信不可能状態においては、新たな第1の遊技用記録媒体の受け付けを行わないことで、不正な第1の遊技用記録媒体による遊技を防止しつつ、前記通信不可能状態となる以前の通信状態にて既に前記記録媒体処理装置に受け付けられ、且つ遊技用価値の大きさが残存する場合においては、遊技者は該残存する遊技用価値の大きさを遊技に使用することが可能となるうえに、残存する遊技用価値の大きさを遊技に使用した後も、貨幣識別手段に貨幣を投入することで、該貨幣金額に応じた遊技用価値の大きさを遊技に使用できるため、遊技場側は、営業状態を確保できるようになり、これら通信不可能状態による被害を最小限に抑えることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明は次の効果を奏する。

(a) 請求項1の発明によれば、前記通信不可能状態においては、新たな第1の遊技用記録媒体の受け付けを行わないことで、不正な第1の遊技用記録媒体による遊技を防止しつつ、前記通信不可能状態となる以前の通信状態にて既に前記記録媒体処理装置に受け付けられ、且つ遊技用価値の大きさが残存する場合においては、遊技者は該残存する遊技用価値の大きさを遊技に使用することが可能となるうえに、残存する遊技用価値の大きさを遊技に使用した後も、貨幣識別手段に貨幣を投入することで、該貨幣金額に応じた遊技用価値の大きさを遊技に使用できるため、遊技場側は、営業状態を確保できるようになり、これら通信不可能状態による被害を最小限に抑えることができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0169

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0169】

本発明の請求項1は、

遊技に使用可能な遊技用価値（度数）の大きさを特定可能な情報が記録された第1の遊技用記録媒体（会員カード37）の遊技への使用の可否を判定する可否判定処理を行う記録媒体管理装置（システムコントローラ100）と、

該記録媒体管理装置（システムコントローラ100）と通信可能に接続され、前記可否判定処理にて遊技に使用可能と判定された第1の遊技用記録媒体（会員カード37）の記録情報から特定される遊技用価値（度数）の大きさを遊技に使用するための第1の遊技使用処理を行う第1遊技使用処理手段（制御ユニット328、カードリーダライタ327）と、貨幣を受け付けて該受け付け貨幣の識別を行う貨幣識別手段（紙幣識別ユニット322、硬貨識別ユニット324）と、該貨幣識別手段が識別した貨幣金額に応じた遊技用価値（度数）の大きさを特定可能な情報を、該記録媒体処理装置（カードユニット3）内に予め収容された第2の遊技用記録媒体（ビジターカード38）に記録する遊技用価値特定情報記録手段（制御ユニット328、カードリーダライタ327）と、前記第2の遊技用記録媒体（ビジターカード38）の記録情報から特定される遊技用価値の大きさを遊技に使用するための第2の遊技使用処理を行う第2の遊技使用処理手段（制御ユニット328、カードリーダライタ327）と、前記記録媒体管理装置（システムコントローラ100）との通信状態が通信可能状態或いは通信不可能状態であるかの確認を行う通信状態確認手段（制御基板327b）と、を備える記録媒体処理装置（カードユニット3）と、

から成り、

前記記録媒体処理装置（カードユニット3）は、

前記通信状態確認手段（制御基板327b）により通信不可能状態が確認された場合において、該通信不可能状態となる以前の通信可能状態において受け付け、前記記録媒体管理装置（システムコントローラ100）による可否判定処理において使用可能と判定された前記第1の遊技用記録媒体（会員カード37）が受け付け中であって、且つ該第1の遊技用記録媒体（会員カード37）の記録情報から特定される遊技用価値（度数）の大きさが残存する場合には、該残存する遊技用価値（度数）の前記第1の遊技使用処理への使用を許容する一方、前記通信不可能状態で且つ第1の遊技用記録媒体（会員カード37）が受け付けられていない場合において、新たな第1の遊技用記録媒体（会員カード37）の受け付けを行わず、

前記通信状態確認手段（制御基板327b）により通信不可能状態が確認されており、受け付け中の第1の遊技用記録媒体（会員カード37）の記録情報から特定される遊技用価値（度数）の大きさが0となった場合において、前記貨幣識別手段（紙幣識別ユニット322、硬貨識別ユニット324）が貨幣を識別すると、該識別した貨幣金額に応じた遊技用価値（度数）の大きさを特定可能な情報を前記第2の遊技用記録媒体（ビジターカード38）に記録した後、前記第2の遊技使用処理を行うとともに、該第2の遊技使用処理

においては、前記第2の遊技用記録媒体（ビジターカード38）の記録情報から特定される遊技用価値（度数）の大きさの全てを一度に使用する。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0170

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0171

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0172

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0173

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0174

【補正方法】削除

【補正の内容】